

業務及び財産の状況等に関する報告書

(預金保険法第 80 条に基づく報告書)

平成 14 年 1 月 31 日

常滑信用組合

金融整理管財人

数井 恒彦

藤井 定男

目 次	頁
I 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について	1
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合を取り巻く経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	3
II 業務及び財産の状況について	3
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	4
(1) 投資有価証券	4
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産の状況	4
5. 不良債権の状況	5
III 事業譲渡等の見込みについて	5
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	6
(5) 内部管理体制の整備	6
(6) 責任追及体制の整備	6
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

I 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成13年10月19日預金保険法第74条第1項第2号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を金融庁長官より受けるとともに、同日付で「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受けました。

同命令に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告致します。

なお、本調査作業につきましては、平成13年10月19日に選任されてから直ちに開始致しましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続けており、これらにつきましても、後日、明らかに出来るものと考えております。

2. 経営破綻の原因

（1）当組合を取り巻く経営環境と経営状況

当組合は昭和29年5月に常滑市における商工業者が中心となって設立され、常滑市、半田市、知多市、武豊町、美浜町、南知多町を主要営業基盤として、常滑市内の本店と13支店の計14店舗で営業しております。

営業体制は主として涉外活動により小口の預金・積金を集め、それを地域の窯業・土石製品製造業者を中心とした中小零細企業者や個人に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。

（2）経営破綻に至った経緯

①有価証券運用による損失の発生

当組合は、従来から恒常に預貸率が極めて低い構造であったため、預貸差額金を国債・社債（CBを含む）等を中心とした有価証券にて運用して採算の確保をしてきました。

平成に入りバブルが崩壊して以降、有価証券の運用状況が悪化する一方、貸出金も伸び悩み預貸率が低下したため、採算が更に悪化していきました。

そこで採算を改善すべく有価証券への投資、特にハイリスク・ハイリターンの投資信託、外国証券投資などへの投資及び、金利スワップなどのオフバランス取引への投資を増加させていきました。

当初は、株式運用を中心とした投資信託に投資し、平成5年頃からは「アジア関連株式」を投資対象にした投資信託、平成8年頃からは金利上昇を見込

だ債券を中心とした投資信託と、投資を拡大させてきましたが、各商品が想定した方向とは逆にマーケットが推移し大幅な含み損を抱えるに至りました。

②多額の不良債権の発生

当組合では、上記のように資金運用にあたっては、有価証券投資に重点を置いてきましたが、平成9年3月に理事長が交代して以降有価証券投資から貸出金の増強に運用スタンスを変更致しました。

しかし、バブル崩壊以降の景気低迷で地元経済、特に製陶業、旅館業、水産業といった当地域の主要産業における中小零細企業では業績が悪化している先が多く、不十分な実態把握、甘い担保評価基準など甘い審査体制下での貸出金の増強は結果として当組合の不良債権を増加させることとなりました。

(3) 破綻に至った要因

当組合は、以前から預貸率が極めて低い構造で、狭い地元地域での他の金融機関との激しい競争の中、優良顧客や新規融資先を獲得することができず、昭和50年頃から有価証券投資の比率を高めるようになってきました。

このような状況の中、

- ・ バブル崩壊以降、株式を中心とした有価証券投資ではこれまでのような利益を上げられなくなってきたこと、
- ・ より高い運用成績を求めてハイリスク、ハイリターンの有価証券投資を増やしていくかざるを得ない状況に追い込まれたものの、これらのリスク管理ノウハウ、リスクを管理する組織・人材、ヘッジ・損切り手法、などの整備がなされないまま投資額を増やしていく結果、多額の損失が発生したこと、
- ・ 平成9年度から貸出金の増強に重点を転換したものの、既にこのときには地元経済の主要産業に長引く景気低迷の影響が出始めているにも拘わらず、支店で融資の審査ができる人材が十分に育っておらず、また、本部でも審査部門の審査能力、管理能力も不十分であったことから、債務者の実態把握が不十分な上、担保の評価も甘く、結果として不良債権を増加させ、多額の貸出金償却、貸倒引当金の積み増しに至ったこと。

などが、複合的に重なり合って破綻に至ったものと考えられます。

3. 管理を命ぜる処分までの状況

(1) 資本の状況

当組合は、平成7年度決算でオフバランス取引に関する損失1,923百万円を計上して赤字決算となり、平成9年度以降は、不良債権の処理や有価証券の含

み損の実現により経常赤字を続けることとなり、諸積立金の取崩を行ってきた結果、組合員勘定は、12年3月末5,182百万円に減少したほか、同日基準の当局検査の指摘を踏まえた13年3月期では1,783百万円と更に大きく減少致しました。

(2) 自己資本回復の断念

12年3月末基準の当局検査での指摘を踏まえた13年3月期の決算状況から、34億8千万円の自己資本の増強を計画しましたが、劣後ローンが十分に集まらなかつたこと、更なる担保不動産価格や株価の下落、不良債権の発生が認められたことから、13年8月末をもって企業会計原則に則った正確な自己査定、適切な償却引当及び有価証券の時価評価等を行った結果、2,213百万円の債務超過であることが判明し、この状況下では十分な自己資本を回復することは著しく困難であるとの判断に基づき、平成13年10月19日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

II 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である常滑市及びその近隣市町村の窯業・土石製品製造業、輸送機器製造業、水産・水産加工業、旅館業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めています。

<貸出金残高推移> 店舗数：15店（うち1店13年4月廃店） (単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	95,322	100.0	96,021	100.0	89,788	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	71,057	74.5	69,978	72.9	63,225	70.4	29,059	67.7
うち個人	22,661	23.8	24,327	25.3	25,252	28.1	13,325	31.0
うちその他	1,604	1.7	1,716	1.8	1,311	1.5	543	1.3

*「その他」には、地方公共団体が含まれています。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移>店舗数：15店（うち1店13年4月廃店）

(単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	140,958	100.0	139,305	100.0	132,431	100.0	65,732	100.0
うち個人預金	119,998	85.1	118,834	85.3	112,751	85.1	52,367	79.7
うち法人預金	17,722	12.6	17,216	12.4	15,679	11.9	11,118	16.9
うちその他	3,238	2.3	3,255	2.3	4,001	3.0	2,247	3.4

*「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれています。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

ハイリスク、ハイリターンの有価証券投資をしたため、多額な損失が発生しました。破綻公表後資金繰対策として、売り切りを行い残高は大幅に減少しております。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

投資有価証券	11年3月末	12年3月末	13年3月末	13年3月末の評価損益
国債・地方債	26,920	26,413	21,920	
社債	4,380	4,287	6,108	△1,732
株式	1,399	1,879	2,130	93
その他	1,379	476	234	44
貸付有価証券	19,762	19,771	13,448	23
	—	—	—	△1,892
				—

(2) 商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産の状況

保有固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(平成13年3月末時点 単位：百万円)

	土地				建物		
	件 数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件 数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	16	1,359	1,194	△164	15	1,699	897
所有 不動産	2	3 108	3	0	—	—	—

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

	平成 12 年 3 月期		平成 13 年 3 月期		業界平均(H13 年 3 月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占める割合	貸出金 残高	貸出金 に占める割合	貸出金 残高	貸出金 に占める割合
破綻先債権	1,354	1.4	1,462	1.6	1,163	2.3
延滞債権	3,807	4.0	9,627	10.7	4,402	8.8
3 カ月以上 延滞債権	14	0.0	0	0	195	0.4
貸出条件 緩和債権	1,724	1.8	1,684	1.9	2,239	4.5
合 計	6,900	7.2	12,774	14.2	7,999	15.9

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

	平成 12 年 3 月期		平成 13 年 3 月期		業界平均(平成 13 年 3 月期)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破産更正債権等	2,679	2.7	2,731	2.9	3,310	6.3
危険債権	2,484	2.5	8,494	9.1	2,509	4.7
要管理債権	1,738	1.7	1,714	1.8	2,382	4.5
正常債権	92,700	93.1	80,541	86.2	44,816	84.5
合 計	99,603	100.0	93,480	100.0	53,017	100.0

III 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など、体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、早期に事業譲渡ができるよう努力してきたところ、平成13年11月20日付で知多信用金庫と事業譲渡契約を締結いたしました。